

公営競技におけるポイント付与制度の検討

経緯

- 令和7年3月3日 東京新聞記事
公営競技において、投票券購入時等の過度なポイント付与がギャンブル依存症を誘発するのでは
- 令和7年3月21日 第3回ギャンブル等依存症対策推進本部幹事会における内閣官房指示事項
ギャンブル等依存症対策基本計画の着実な実施に加え、ポイント制度については適切に見直すよう、所管省庁において関係事業者をしっかりと指導すること

公営競技による対応

- 令和7年4月、公営競技所管省庁の指示により、「100%相当のポイント還元サービス」及び「お友達紹介ポイント付与」について、廃止又は停止
- 令和7年5月、全国公営競技施行者連絡協議会(公連協)及び各公営競技の『広告・宣伝指針』に、ポイント付与への留意事項(過度に射幸心を煽る内容としない)を追記
- 令和7年6月、公連協において、有識者で構成する「公営競技におけるポイント制度の適正化に関する部会」立ち上げ

公営競技におけるポイント制度の適正化に関する部会

【検討のテーマ】

- ①通増制の是非、②友達紹介ポイントの是非、③適正な還元率、④適正なキャンペーンの在り方

【部会の委員】

有賀敦紀(中大教授)、池田文隆(グレイス・ロード統括センター長)、
稲村厚(司法書士)、小原圭司(松ヶ丘病院名誉院長)、
浜田節子(経済アナウンサー)、中川宏道(名城大教授)、
各競技の担当責任者(5名)、石山修平(弁護士、アドバイザーとして参加)

令和7年6月から6回にわたり開催、11月27日とりまとめ

令和8年1月、公連協及び各競技の「広告・宣伝指針」改正(2月1日施行)

「公営競技におけるポイント制度の適正化に関する部会」

有識者の主な意見

- ❑ 逋増制や山分けキャンペーン等、ゲーム性や競争性を強調するキャンペーンは射幸心を刺激し、依存症の引き金になる恐れがあるのではないか
- ❑ 友達紹介ポイントは、自分の意思ではない側面があるため依存症を助長する恐れがあるのではないか
- ❑ 付与率が予めわかる通常時のポイント付与は、依存症に直接的な影響を与えるものではなく、また、特別なレース等に限ったポイント加算キャンペーンは、一定の上限を設けて認められるべき
- ❑ ポイント付与に合わせ、依存症のリスクを周知すべき、特に付与の時期は、一定期間を置くことで射幸心を抑制することができるのではないか
- ❑ レースの推理やスポーツ性等、競技そのものの魅力の訴求の観点から、来場を促すような制度は認められるべき
- ❑ 公営競技の収益は社会全体の公共の福祉等に還元されていることから、一定の新規入会ポイントについては認められるべき

指針の改正内容

- 次のポイント付与制度は**廃止**
 - ✓ 逋増制(購入額に応じた付与率のランクアップ)
 - ✓ 友達を紹介する・されたことによるポイント付与
 - ✓ 損失が補填される可能性のあるポイント付与
(山分けポイント・100%ポイント還元キャンペーン等)
- ポイント付与率は次のとおりとする
 - ✓ 通常時は1%を上限
 - ✓ 特別なレース等の短い期間を定めて行うキャンペーンは5%を上限
- ポイントは即時付与せず、購入後一定期間をおいてから付与
- キャンペーン時に、依存症の注意喚起を実施
- 次のポイント付与制度のみ許容する
 - ✓ 新規入会時に入会者に付与されるポイント(経済的な価値が1,000円相当等を有するポイントを上限)
 - ✓ ファンサービスとして、来場者に付与されるポイント(1日に獲得できる経済的な価値が500円相当を有するポイントを上限とする)

※ 併せて、所管省庁より公正取引委員会に対し、指針改正の方向性を確認